⑹　Contact point for tender documentation : Tadatsugu Uejima, Accounting and Procurement Division, General Affairs Department, Shikoku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 3―33 Sunport Takamatsu City, Kagawa-Pref 760―8554 Japan TEL 087―811―8304

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

なお、本工事は、現に施工中である呉㉔係船堀係留施設整備工事の浮桟橋整備に係る追加工事である。

平成 25 年６月 28 日

支出負担行為担当官

中国四国防衛局長　渡邉　一浩

◎調達機関番号　010　◎所在地番号　34

○第２号

１　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　呉㉔係船堀係留施設整備追加工事（電子入札対象案件）

⑶　工事場所　広島県呉市（海上自衛隊呉係船堀地区）

⑷　工事内容

・浮桟橋　Ｌ＝210m、Ｗ＝22.5m（全体420mの内、本工事は210m）

⑸　工期　平成27年３月13日まで

⑹　使用する主要な資機材　起重機船、台船、曳航船、汚濁防止膜

⑺　本工事は、入札時に「企業による技術提案」を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式のうち、品質確保のための施工体制及びその他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価方式の試行対象工事である。

⑻　本工事は、資料提出及び入札を電子入札システムで行う対象工事である。ただし、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。

なお、紙入札方式の承諾に関しては中国四国防衛局総務部契約課に承諾願を提出するものとする。

⑼　本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

２　競争参加資格　次に掲げる条件をすべて満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体であって、「競争参加者の資格に関する公示（平成25年６月28日付中国四国防衛局長）」に示すところにより、装備施設本部長から呉㉔係船堀係留施設整備追加工事に係る特定建設工事共同企業体として、資格審査結果通知書を受けた者又は次に掲げる条件をすべて満たす特定建設工事共同企業体以外の有資格者（以下「単体」という。）であること。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　装備施設本部長から土木一式工事又は鋼構造物工事に係る一般競争参加資格の級別の格付を受け、中国四国防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

⑶　装備施設本部長が算定した経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記３の経営事項評価数値欄の点数）が、土木一式工事1,200点以上又は鋼構造物工事1,100点以上であること。

⑷　単体及び共同企業体の代表者は、平成10年度以降に元請けとして、延長30m以上、幅５m以上の浮桟橋を施工した実績（一函当たり）を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）。

代表者以外の構成員は、平成10年度以降に元請けとして、作業船（起重機船、台船など）を使用した海上での桟橋（浮桟橋を含む）、護岸又は浚渫のいずれかを施工した実績（いずれも数量は問わない）を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）。

なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した地方防衛局又は地方防衛支局（長崎防衛支局を除く。）（以下「地方防衛局等」という。）（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局（以下「旧防衛施設局等」という。）を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のものを除く。また、実績が工事成績相互利用データベースに登録されている工事である場合は、その成績が65点未満のものを除くこと。

⑸　工事全般の施工計画が適正であること。

⑹　次の基準をすべて満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

ア　一級土木施工監理技士又はこれと同等以上の資格等を有する者であること。

イ　平成10年度以降に、⑷に掲げる工事の経験を有する者であること。

なお、当該経験が平成13年12月25日以降に完成した地方防衛局等（旧防衛施設局等を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のものを除く。また、経験が工事成績相互利用データベースに登録されている工事である場合は、その成績が65点未満のものを除くこと。

ウ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑺　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「技術資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、中国四国防衛局長から、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（通達）」（施本第1605号（ＣＣＰ）。6. 8. 31）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑻　上記１に示した工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑼　入札に参加しようとする者との間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。詳細は入札説明書による。）。

⑽　暴力団関係業者の排除

ア　都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者については、競争参加を認めない。

イ　入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者とは契約を行わない。

３　総合評価に関する事項

⑴　評価項目　本工事の総合評価は、次のアの技術提案を受け付け、アからウと価格を総合的に評価して落札者を決定するものとする。

ア　企業による技術提案

【技術提案①】

【工事目的物の性能・機能関連】

・浮桟橋の設置に際し、Ｉ期工事分の浮桟橋との接合について、どの様な点に配慮するか。

（着目点）

・浮桟橋の設置に際し、Ｉ期工事分の浮桟橋へ影響がないよう配慮する必要がある。

ついては、海上設置時において浮桟橋に影響を与えないように

①　作業船の配置

②　浮桟橋同士の接触

③　設置作業の時間帯

④　Ｉ期工事分を含めた桟橋本体の異常確認方法

⑤　設置作業期間の短縮

に着目し、各項目毎に提案を求めるものである。

【技術提案②】

【社会的要請関連】

・接合後の海上工事に当たり、安全確保及び環境保全のため、どの様な点に配慮するか。